

2019年度岸和田市上水道事業会計、岸和田市下水道事業 会計及び岸和田市病院事業会計決算審査実施計画

1 監査等の種類

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく公営企業会計決算審査

2 審査の対象

2018年度（平成30年度）中に係る上水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の事務事業

3 審査の着眼点

(1) 形式審査

- ① 法令に定められたすべての決算書類が具備されているか（公企法30、公企令9、23）。
- ② 決算書類の様式、科目の配列及び分類は法令に準拠して作成されているか（公企則3、48、49）。
- ③ 必要な注記がなされているか（公企則35～44）。
- ④ 決算計数は証書類の計数と一致しているか。
- ⑤ 決算書類相互の関連計数は一致しているか。

(2) 実質審査

① 予備調査（経営分析）

ア キャッシュ・フロー計算書による資金の変動の分析、検討

A 現金預金の増減要因の分析

B 活動区分ごとのキャッシュ・フロー対前年度比較

イ 決算額年度比較分析

A 対前年度比較

(A) 比較損益計算書

(B) 比較貸借対照表

(C) 費用節別年度比較表

B 最近数年間の比較

(A) 経営収支比較表

(B) 単位当たり収益・費用比較表

C 主要収益・費用の増減原因分析

ウ 経営分析

A 構成比率

自己資本構成比率、職員給与費対料金収入比率

B 財務比率

固定長期適合率、流動比率、当座比率、現金預金比率

C 回転率、回転期間

流動資産回転率・期間（年）、現金預金回転率・期間（年）、未収金回転率・期間

(年)、減価償却率・期間(年)

D 収益率

総収益対総費用比率、経常収益対経常費用比率、営業収益対営業費用比率、純利益対総収益比率、総資本利益率

E その他

利子負担率、企業債償還額対減価償却比率、企業債償還額対料金収入比率、企業債利息対料金収入比率、債務償還年数

② 内容審査

ア 共通的事項

- A 法令及び会計規程は遵守されているか(公企法30、公企令23、公企則2)。
- B 会計記録について真実性の原則が守られているか(公企法20、公企令9①)。
- C 正規の簿記の原則に基づき正確な会計帳簿が作成されているか(公企令9②)。
- D 資本取引と損益取引は明確に区分されているか(公企令9③)。
- E 明瞭性の原則が守られているか(公企令9④)。
- F 会計処理の基準及び手続について継続性が守られているか(公企令9⑤)。
- G 財政に不利な影響を及ぼすおそれがある事態にそなえて健全な会計処理が行われているか(公企令9⑥)。
- H 一般会計等との負担区分は適切か(公企法17の2~18の2、公企令8の5)。
- I 収支の振替及び更正の手続は、適正に行われているか。
- J 監査等における指摘事項の改善処理状況はどうか。

イ 決算報告書

- A 予算に計上漏れはないか(地財法3、公企法24、公企令17)。
- B 予算を目的外に支出しているものはないか(公企令18⑤)。
- C 不経済な支出はないか(地財法4、公企法3)。
- D 予算は効率的かつ計画的に執行されているか(公企令18)。
- E 予算の執行時期、執行方法等は適切か(公企令18)。
- F 収入は適正に確保されているか。
- G 予算の繰越は適正に行われているか(公企法26、公企令18の2、19、公企則47)。
- H 多額の不用額を生じているものはないか。ある場合、その理由は妥当か。
- I 予算の流用、予備費充当は適正に行われているか(公企令18)。
- J 流用禁止経費について流用が行われているものはないか(公企令18②)。
- K 債務負担行為、企業債発行、一時借入金の借入れ及びたな卸資産購入は予算で定められた範囲内で行われているか(公企法29、公企令17、18)。
- L 資本的収入が資本的支出に対して不足する額の補てん財源は妥当か。また、その表示は明瞭か。
- M 消費税及び地方消費税分は備考欄に内書きされているか。

ウ 損益計算書(企業会計原則第2)

- A 期間経営成績は適正に表示されているか(公企法20①、公企令9)。
- B 収益費用の年度所属区分は適正か(公企令10、11)。

- C 収益、費用の計上漏れ又は過剰計上はないか（公企法20①）。
 - D 収益に対応する費用は計上されているか。
 - E 勘定科目の区分は適正か（公企令16②⑤、公企則3、4）。
 - F 経常損益と特別損益の区分は適正か（公企則4）。
 - G 特別損益の内容は適正か（公企則4②④）。
 - H 過年度損益修正の経理は適正に行われているか（公企則4②④）。
- エ 剰余金計算書及び剰余金処分計算書（欠損金計算書及び欠損金処理計算書）
- A 特別損益との区分は適正か。
 - B 利益剰余金と資本剰余金とを混同しているものはないか（公企則6）。
 - C 受贈財産の評価額は適正か（公企則8②）。
 - D 減価償却を行うべき固定資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金等の中に、繰延収益に整理すべきものはないか（公企令26）。
 - E 剰余金の処分は適正に行われているか（公企法32①②③）。
 - F 資本金の減少は適正に行われているか（公企法32④）。
 - G 欠損金の処理は適正に行われているか（公企法32の2）。
- オ 貸借対照表（企業会計原則第3）
- A 年度末の財政状態は適正に表示されているか（公企法20②、公企令9）。
 - B 資産、負債及び資本の貸借対照表への計上漏れはないか。
 - C 資産、負債及び資本の増減又は異動の年度所属区分は適正か（公企令12）。
 - D 勘定科目の区分は適正か（公企令14～16、公企則3、5～7）。
 - E 固定資産の経理は適正に行われているか。
 - (A) 固定資産に計上されているものの中に、流動資産に計上すべきものが含まれていないか（公企令14、公企則5）。
 - (B) 固定資産の評価は適正に行われているか（公企則8）。
 - (C) 固定資産の除却等の経理処理は適正か（公企則9）。
 - (D) 建設仮勘定の計上及び本勘定への振替は適正に行われているか（公企令16）。
 - (E) 減価償却累計額の計上は適正か（公企則13～18）。
 - (F) 費用として計上されているものの中に、リース資産に計上すべきものが含まれていないか（公企則1、5、55）。
 - F 流動資産の経理は適正に行われているか。
 - (A) 流動資産に計上されているものの中に、固定資産に計上すべきものが含まれていないか（公企令14、公企則5）。
 - (B) 預金残高は金融機関の残高証明書の金額と一致しているか。
 - (C) 小口現金の取扱い、保管状況は適正か。
 - (D) 未収金の内容、その発生事由、計上時期は適正か（公企令13）。
 - (E) 未収金の収納状況は良好か。
 - (F) 未収金の不納欠損処分は適正に行われているか。
 - (G) 一定の要件を満たす費用について、引当金として適正に計上されているか。また、引当金の目的、計上額は適正か（公企則12②、22）。

- (H) 引当金の目的とは異なる用途に使用していないか。また、すでに引当金を設定しているものについて引当金を使用せず費用処理をしていないか（公企則22）。
 - (I) 貯蔵品の評価額は適正か（公企則8③、10）。
 - (J) 貯蔵品の受払い、保管は適正に行われているか（公企則11）。
 - (K) 貯蔵品の実地棚卸しは適正に行われたか。
 - (L) 貯蔵品に使用不能品、陳腐化品はないか。
- G 固定負債の経理は適正に行われているか。
- (A) 固定負債に計上されているものの中に、流動負債に計上すべきものが含まれていないか（公企令15、公企則7）。
 - (B) 企業債について、建設改良費等の財源に充てるためのものとそれ以外のものとの区分は適正か（公企則7②）。
 - (C) 企業債の額、借入条件、借入先、借入時期は適正か。
 - (D) 一定の要件を満たす費用について、引当金として適正に計上されているか。また、引当金の目的、計上額は適正か（公企則12②、22）。
 - (E) 引当金の目的とは異なる用途に使用していないか。また、すでに引当金を設定しているものについて引当金を使用せず費用処理をしていないか（公企則22）。
 - (F) ファイナンス・リース取引に係るリース債務が適正に計上されているか（公企業則7②）。
- H 流動負債の経理は適正に行われているか。
- (A) 流動負債に計上されているものの中に、固定負債に計上すべきものが含まれていないか（公企令15、公企則7）。
 - (B) 一時借入金の額、借入条件、借入先及び時期は適正か（公企法29）。
 - (C) 一時借入金の借入、返済の経理は適正に行われているか。
 - (D) 企業債について、建設改良費等の財源に充てるためのものとそれ以外のものとの区分は適正か（公企則7③）。
 - (E) 一定の要件を満たす費用について、引当金として適正に計上されているか。また、引当金の目的、計上額は適正か（公企則12②、22）。
 - (F) 引当金の目的とは異なる用途に使用していないか。また、すでに引当金を設定しているものについて引当金を使用せず費用処理をしていないか（公企則22）。
 - (G) 未払金は発生事実に基づき適正に計上されているか（公企令13）。
 - (H) ファイナンス・リース取引に係るリース債務が適正に計上されているか（公企業則7③）。
- I 繰延収益の経理は適正に行われているか。
- (A) 長期前受金について、補助金等による区分は適正か（公企則21）。
 - (B) 繰延収益償却の経理は適正に行われているか（公企令26②、公企則21）。

4 審査の主な実施手続

審査の実施手続の選択については、岸和田市監査等の基準及び事務処理に関する規程第20条の規定に基づき、主として次の実施手続によるものとする。

- (1) 資産や負債の存在、取引や事象の発生が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめる「証憑突合」
- (2) 帳簿を相互に照合して、矛盾がないかを確かめる「帳簿突合」
- (3) 記録や文書の計算の正確性を自ら計算し、確かめる「計算突合」
- (4) 事実の性質及び内容を究明し、これを構成要素別、時間別、比率別、問題別等に分析して異常の有無を確かめる「分析的手続」
- (5) 事実の存否又は問題点について関係部課の職員等に回答又は説明を求める「質問」
- (6) 紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確かめる「閲覧」

5 審査の基本的な実施方法

- (1) 監査委員のヒアリング
企業会計決算書ができた段階で、監査委員が上下水道局、市民病院事務局から決算状況の説明を受け、疑問点について質疑応答を行う。
- (2) 局内協議
事務局が事前調査をするに当たり、各担当の役割分担や調査事項等について局内で協議し、確認する。
- (3) 事前調査
市長から提出された決算書に基づき、各担当者が上下水道局、市民病院事務局に資料の提出を求め、着眼点に基づき調査を行う。また、各事業2日間の現地調査を実施する。
- (4) 局内協議
書類等調査後、担当課に対してヒアリングを行う前に、監査事務局としての統一した見解を確認する。
- (5) 事務局のヒアリング
提出された資料等に基づき、疑問点については、担当課の職員に対してのヒアリングを行う。
- (6) 局内協議
 - ① 各担当者が、事前調査の内容をとりまとめる。
 - ② 担当者の事前調査結果を確認し、監査委員への報告内容をまとめる。
- (7) 監査委員へ復命
事前調査の結果を監査事務局としてまとめ監査委員へ復命し、認識を共有する。
- (8) 監査委員のヒアリング
監査委員が上下水道局、市民病院事務局に対し、疑問点等を糺すとともに監査事務局からの報告内容についての事実確認や見解を聴取する。
- (9) 監査委員の指示のもと、監査事務局で審査意見案を協議
- (10) 監査委員で企業会計の審査意見書（案）等を協議し決定
- (11) 審査意見書を市長に提出

6 審査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所

原則的に監査委員室とする。ただし、必要がある場合は現地にて行う。

(2) 日程

2019年度岸和田市監査等年間計画のとおり

7 審査の担当者及び事務分担

2019年度岸和田市監査等年間計画のとおり

8 その他審査の実施に関し必要と認める事項

必要に応じ別に定める。